

## 2023年度版 住宅と税金(税制ガイドブック) 正誤表

先日発刊しました「住宅と税金(税制ガイドブック)」において、誤りがありました。

ここに謹んでお詫び申し上げますと共に、下記のように訂正いたします。

誤) 次のいずれか少ない金額 → 正) **次の金額の合計額**

該当箇所	正	誤
P34 (1) 各改修工事の税額控除限度額 ●その他工事(5%控除対象工事)対象工事	次の金額の合計額 (1,000万円から必須工事の控除額を控除した金額が限度)×5%=(H)	次のいずれか少ない金額 (1,000万円から必須工事の控除額を控除した金額が限度)×5%=(H)
P35 耐震改修税額控除 ●表 区分 控除額 適用要件等4行目	次の金額の合計額	次のいずれか少ない金額
P36 バリアフリー改修税額控除 ●表 控除額 4行目	次の金額の合計額	次のいずれか少ない金額
P39 省エネ改修税額控除 ●表 控除額 6行目	次の金額の合計額	次のいずれか少ない金額
P41 多世帯(三世帯)同居改修税額控除 ●表 控除額 4行目	次の金額の合計額	次のいずれか少ない金額

### P34 (1) 各改修工事の税額控除限度額

バリアフリー改修の標準的な費用 ×10%=(B)	200万円		600,000円
省エネ改修工事の標準的な費用 ×10%=(C)	250万円 (省エネ改修に併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合350万円まで)	次の金額の合計額 (1,000万円から必須工事の控除額を控除した金額が限度)×5%=(H)	625,000円 (675,000円)
三世帯同居改修工事の標準的な費用 ×10%=(D)	250万円	① 必須工事に係る標準的な費用の	・超過分を含めた必須工事の合計額と同額まで 625,000円

### P35 耐震改修税額控除

	を目的として増築、改築、修繕(これは模様替えをいいます。)をし、家屋を現行の耐震基準に適合させるための工事
控除額	(住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 - 補助金等)×10%(最高額25万円) 耐震改修対象工事に限度超過額がある場合及びその他のリフォームを行った場合は、次の加算がされます。 次の金額の合計額(1,000万円から耐震改修工事の控除額を控除した金額が限度)×5%(最高額37.5万円) ① 耐震改修対象工事の限度超過額 ② その他のリフォーム工事額(補助金等を控除後) 耐震改修工事と併せて最大控除額 62.5万円
適用要件	1. 自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの改修工事であること 2. 改修工事の完了日から起算して1年以内であること

## P36 バリアフリー改修税額控除

	<p>(注) 使用、石室、扉式主たる他の居室のみを、又は同一のフロアに同一の階層の他の居室を有りにくいものに取り替える工事</p>
控除額	<p>(バリアフリー改修工事の標準的な費用の額 - 補助金等) × 10% (最高20万円)</p> <p>バリアフリー改修対象工事に限度超過額がある場合及びその他のリフォームを行った場合は、次の加算がされます。</p> <p>次の金額の合計額(1,000万円からバリアフリー改修工事の控除額を控除した金額が限度)×5% (最高額40万円)</p> <p>①バリアフリー改修対象工事の限度超過額 ②その他のリフォーム工事額(補助金等を控除後)</p> <p>バリアフリー改修工事と併せて最大控除額 60万円</p>
適用要件	<p>1. 耐震改修税額控除の適用要件1から6(35ページ参照)に該当すること</p> <p>2. 工事内容が建築士等が発行する増改築等工事証明書により証明がされたものであること</p>

## P39 省エネ改修税額控除

	<p>3. 1の工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす一定の太陽光発電装置などの設備の取替えまたは取付けに係る工事</p>
控除額	<p>(省エネ改修工事の標準的な費用の額 - 補助金等) × 10% (最高25万円)</p> <p>省エネ改修工事に太陽光発電設備設置工事を含む場合は、限度額に100万円加算され、最高350万円となります。</p> <p>省エネ改修対象工事に限度超過額がある場合及びその他のリフォームを行った場合は、次の加算がされます。</p> <p>次の金額の合計額(1,000万円から省エネ改修工事の控除額を控除した金額が限度)×5% (最高額37.5万円)</p> <p>①省エネ改修対象工事の限度超過額 ②その他のリフォーム工事額(補助金等を控除後)</p> <p>省エネ改修工事と併せて最大控除額 62.5万円 (省エネ改修工事に太陽光発電設備設置工事を含む場合は最大控除額67.5万円)</p>
適用要件	<p>1. 耐震改修税額控除の適用要件1から6(35ページ参照)に該当すること</p> <p>2. 工事内容が建築士等が発行する増改築等工事証明書により証明がされたものであること</p>

## P41 多世帯(三世帯)同居改修税額控除

	<p>(注) 同一の居住の用に供する部分に調理室、浴室、使用または玄関のついでに1か1以上以上の室がそれぞれ複数になる場合に限り、かつ、</p>
控除額	<p>(多世帯(三世帯)同居改修工事の標準的な費用の額 - 補助金等) × 10% (最高額25万円)</p> <p>多世帯(三世帯)対象工事に限度超過額がある場合及びその他のリフォームを行った場合は、次の加算がされます。</p> <p>次の金額の合計額(1,000万円から多世帯(三世帯)改修工事の控除額を控除した金額が限度)×5% (最高額37.5万円)</p> <p>①多世帯(三世帯)改修対象工事の限度超過額 ②その他のリフォーム工事額(補助金等を控除後)</p> <p>多世帯(三世帯)改修工事と併せて最大控除額 62.5万円</p>
適用要件	<p>1. 耐震改修税額控除の適用要件1から6(35ページ参照)に該当すること</p> <p>2. 工事内容が建築士等が発行する増改築等工事証明書により証明がされたものであること</p>